

○千葉市工事成績評定要領

千葉市請負工事検査要綱第11条第1項の定めに基づく、千葉市工事成績評定要領を、次のとおり定める。

(目的)

1 この要領は、千葉市が所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の考え方)

2 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、評定に関する基準の統一及び客観化を図るため、極力客観的事実に基づいて採点することとし、次の項目、細別ごとに評価を行う。

(1) 施工体制 I. 施工体制一般 II. 配置技術者

(2) 施工状況 I. 施工管理 II. 工程管理 III. 安全対策
IV. 対外関係

(3) 出来形及び出来ばえ I. 出来形 II. 品質 III. 出来ばえ

(4) 工事特性 I. 施工条件等への対応

(5) 創意工夫 I. 創意工夫

(6) 社会性等 I. 地域への貢献等

(7) 法令遵守等 I. 法令遵守等

(8) 総合評価技術提案 I. 技術提案履行確認

(評定の対象)

3 評定は、全ての請負工事を対象として行う。

(評定者)

4 評定者は、次の各号に掲げる検査の種類によって、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1) 完成検査 主任監督員、総括監督員、及び千葉市請負工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第3条第1項に規定する検査員。

(2) 既済部分検査及び中間検査 検査要綱第3条第1項に規定する

検査員。ただし、既済部分検査のうち部分引渡し検査については、主任監督員、総括監督員及び検査員とする。

(評定の方法)

5 評定は、工事ごとに、また、評定者ごとに独立して、的確かつ公平に次の各号により行うものとする。

(1) 検査員は、検査要綱第5条に基づき、完成検査、既済部分検査（部分引渡し検査を除く。）又は中間検査終了後評定するものとする。

(2) 主任監督員、総括監督員は、評定の資料となる諸要素の把握に努め、竣工確認後速やかに評定するものとする。

(3) 部分引渡し検査については、検査員は当該検査終了後、主任監督員、総括監督員にあっては部分引渡しに係る指定部分の完成検査確認後、それぞれ評定するものとする。

(4) 主任監督員、総括監督員又は検査員が複数の場合は、それぞれの担当員で協議して評定するものとする。

(5) 評定にあたっては、別紙－4「施工プロセスのチェックリスト（土木工事）」、別紙－8「施工プロセスのチェックリスト（建築工事）」及び別紙－9の「記入方法及び留意事項」を考慮するものとする。

(6) 工事における「創意工夫」及び「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。（別紙－10）

(評定の基準)

6 評定の基準は、次による。

2の項目、細別の加減点の評定を「考査項目別運用表」（以下「運用表」という。）（土木工事（別紙－1，別紙－2及び別紙－3）、建築工事（別紙－5，別紙－6及び別紙－7））により4～7段階評価を行う。

ただし、請負契約金額1件500万円以下の土木工事、建築工事及び請負契約金額1件300万円以下のその他の工事については、運用表のチェックを省き、評定をすることができる。

(工事成績採点表の採点方法等)

7 「工事成績採点表」の採点方法等は、次による。

(1) 評定点の算定方法

1～3の評定（65点±加減点合計）+ 4, 5, 6の評定（加点合計）- 7, 8の評定（減点） = 評定点合計

(2) 主任監督員、総括監督員及び検査員の評定点は小数点第1位まで記入する。

(3) 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件に対して適切に対応したことを評価し、創意工夫の評定は、難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合を評価する項目とする。そのためキーワードと評定内容の記述方法とし、加点評価のみとする。

工事特性の評価にあたっては、主任監督員の意見も参考にする。
創意工夫の評価については、総括監督員との合議をもって行うものとする。

(4) 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。

また、法令遵守等及び総合評価技術提案は、減点評価のみとする。

(5) 法令遵守等及び総合評価技術提案の減点評価は、総括監督員が記入する。

(6) 評定点合計は四捨五入により整数とする。

(7) 評定点の採点方法

ア 既済部分検査又は中間検査があった場合

主任監督員×0.4+総括監督員×0.2+検査員（既済部分・中間）×0.2+検査員（完成）×0.2=評定点計

イ 既済部分検査又は中間検査がなかった場合

主任監督員×0.4+総括監督員×0.2+検査員（完成）×0.4=評定点計

ウ 既済部分検査及び中間検査が2回以上あった場合は、既済部分検査評定点及び中間検査評定点を合わせて、その平均点で算定する。

(8) 既済部分検査のうち部分引渡し検査の場合は、主任監督員、総括監督員及び検査員がそれぞれ評定を行い、評定点を算定する。

また、完成検査時においては、当該検査時の評定点と請負契約金

額に対する当該出来高金額の比率により加重平均を行って評定点を算定する。

- (9) 主任監督員、総括監督員及び検査員の所見は、必ず記入する。
- (10) 手直しを指示した場合には、手直し前の状態で採点し、手直し後の再評価は行わないものとする。
- (11) 工事成績の総合評価は、次の表によるものとし、評定点合計の点数を判定基準に当てはめ、判定欄の該当するアルファベットを○で囲む。

評 価		判定基準	ランク
他の模範となる優秀な工事		80点以上	A
Aランクではないが標準的な工事の中で優秀なもの	標 準 工 的 事	75～80点未満	B
標準的な工事		65～75点未満	C
Eランクではないが今後改善すべき事項がある工事		60～65点未満	D
今後指名等に影響を及ぼす恐れのある工事		60点未満	E

附 則

- この要領は、平成10年4月1日から施行する。
- この要領は、平成10年4月1日以後に発注する工事から適用し、同日前に発注した工事については、なお従前の例による。

附 則

- この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- この要領は、平成15年4月1日以後に発注する工事から適用し、同日前に発注した工事については、なお従前の例による。

附 則

- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日以後に発注する工事から適用し、同日前に発注した工事については、なお従前の例による。